

秋田県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年2月14日

秋田県後期高齢者医療広域連合長 穂 積 志

秋田県後期高齢者医療広域連合条例第3号

秋田県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例

秋田県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例（平成19年3月27日条例第23号）の一部を次のように改正する。

第14条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）の施行の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。